

議案第120号

北上市立北上平和記念展示館条例

(設置)

第1条 七千通の軍事郵便をはじめとする戦時体制下の郷土資料の保管及び展示を行い、当時の農民兵士の実情を後世に伝えるため、市立北上平和記念展示館（以下「平和記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 平和記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北上市立北上平和記念展示館	北上市和賀町藤根14地割147番地3

(観覧料)

第3条 平和記念館の観覧料は、無料とする。

(損害賠償)

第4条 平和記念館の施設、設備、資料等に損害を与えた者は、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は賠償しなければならない。

(補則)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市立北上平和記念展示館を設置しようとするものである。